



## 安全安心な地域づくりの推進〔基本目標2（4）〕 （福生市再犯防止推進計画）

### 1 趣旨

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、「犯罪をした者等（再犯防止推進法第2条第1項で定める者）」が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

本市ではこれまで、法務省や保護司会等の関係機関・団体とも連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動や、関係団体の活動支援に取り組んできました。

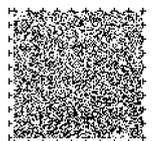
更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等の中には、高齢である者、障害がある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」（以下「再犯防止推進法」という。）の趣旨に基づき、「第6期福生市地域福祉計画」の基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に寄与することを目的に策定するものです。

### 2 位置づけ

平成28年12月に再犯防止推進法が施行され、地方公共団体には再犯防止対策を進める責務があることや、平成29年12月に策定された国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明示されました。

これらを踏まえ、本市においては、本章を再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉計画における「安全安心な地域づくりの推進」の施策をより具体的・効率的に展開するため、一体的に施策を推進することとします。



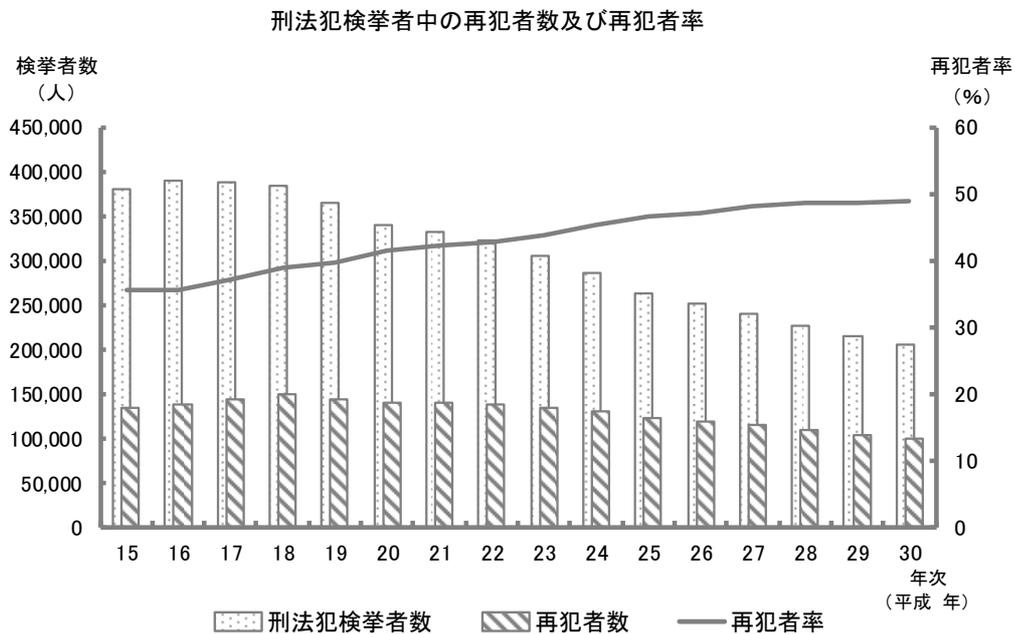
### 3 市における再犯防止推進に係る現状と課題

#### (1) 再犯防止推進計画が必要となる背景

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。貧困や疾病、障害、厳しい生育環境など様々な要因により犯罪をした者等が地域社会で孤立しないためには、国、地方公共団体、民間事業者が一丸となった支援に取り組むことが求められています。

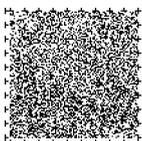
再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」において、各施策についての具体的な実施内容、担当部署等を明らかにすることで、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための施策を効果的に推進することが求められています。

また、各関係機関のみならず、地域住民に対しても、再犯防止施策に関する本市の取組内容等が明確になり、啓発効果も期待できます。



資料：令和元年版再犯防止推進白書（法務省）

- ※1 警察庁・犯罪統計による。
- ※2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- ※3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



## (2) 再犯防止等への認知不足

本市では、全国的な運動である「社会を明るくする運動」を推進し、再犯の防止等に関する広報や啓発活動を実施することで、地域住民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯防止等は地域住民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、「社会を明るくする運動」が十分に認知されていません。

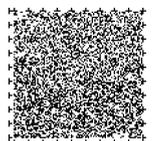
再犯防止と犯罪をした者等の社会復帰を支援するには、行政と地域の関係団体が主体となり、地域住民が現状を把握し、理解を得られるよう広報や啓発活動をすることが必要です。

また、再犯防止等のためには、犯罪をした者等を支援する保護司などの活動は不可欠であり、再犯防止の更なる促進を図るためには、その活動を支援することが必要です。

## (3) 犯罪をした者等の現状

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっています。また、仕事についていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、刑務所出所者等の再犯防止のためには就労支援が重要です。

犯罪をした者等であるか否かに関わらず、だれもが地域の中で生活していくためには、就労、住居の確保をはじめ、必要な保健医療・福祉サービスの利用につなげ、安定した生活基盤を築くことが必要です。



## 4 再犯防止等の推進にあたっての基本的方針及び目標

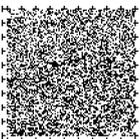
### (1) 基本的方針

本市では、国の取組を踏まえ、国や都からの情報の活用や実施する施策への協力等により連携を深めるとともに、地域による関係機関、団体との協働による包括的な支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

### (2) 目標

国の再犯防止推進計画を勘案し、本市においては次の点について重点的に取り組めます。

- ① 就労、住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑤ 国・民間団体等との連携強化等



## 5 具体的施策

### (1) 就労、住居の確保等

#### ① 就労、住居の確保

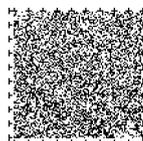
生活の安定のための就労の確保や、地域社会における適切な住居の確保などを支援するため、犯罪をした者等であるか否かに関わらず、だれもが利用可能な既存の各種施策、制度の活用を含め、地域の関係機関や民間団体との連携による支援を実施します。

#### 【 就労の確保等 】

施策・事業	内容	所管課等
生活困窮者自立相談支援	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口により、生活困窮者が社会的、経済的に自立できるよう、一人ひとりの状況に応じた自立支援プランを作成し、支援を行います。また、本人の状況に応じて、東京都の制度である「東京都若者総合相談センター 若ナビα」や「TOKYOチャレンジネット」等の支援窓口と連携を図ります。	社会福祉課
高齢者の就労支援	高齢者が生きがいをもって社会参加できるよう、また就労の場の確保を図るために、福生市シルバー人材センターの活動を支援します。	介護福祉課
就業相談	市民を対象にハローワーク（公共職業安定所）と連携し、毎月1回出張相談を実施します。	シティセールス推進課
就業支援	ハローワーク及び東京しごとセンター多摩と共催で就職面接会等の就業支援を行います。	シティセールス推進課

#### 【 住居の確保等 】

施策・事業	内容	所管課等
住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがあるものに対し、就労支援と住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図ります。	社会福祉課
市営住宅への入居	市営住宅を整備し、住宅に困窮している方で、所得が法令で定められた基準内の方に市営住宅を提供します。	まちづくり計画課
高齢者住宅入居	高齢者住宅の確保のため高齢者住宅（シルバーピア）を市内に設置し、高齢者の福祉の向上を図ります。	介護福祉課 まちづくり計画課
高齢者居住支援特別給付事業	高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、家賃の一部を助成します。	介護福祉課



## (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

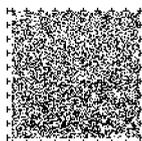
### ① 保健医療・福祉サービスの利用支援

国の「再犯防止推進計画」によると、高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の者が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、出所しても「高齢である、障害がある」「薬物依存がある」「孤独、相談相手がいない」といった生きづらさがハードルとなり、これを乗り越えられずに再犯や再非行を繰り返してしまう人が少なくありません。

高齢者や障害者、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な者等に対して、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉サービスなどの必要な支援に結び付ける取組を進めます。

施策・事業	内容	所管課等
関係機関と連携したサービスの利用	高齢者や障害者、適切な支援がなければ自立した社会生活を送ることが困難な者等が必要とする保健医療・福祉サービスなどの利用につながるよう、関係機関と連携・支援します。	福祉保健部



### (3) 学校等と連携した修学支援の実施等

#### ① 児童生徒の非行防止、修学支援等

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の問題、虐待や発達課題、有害環境等、児童生徒を取り巻く様々な課題が複雑に絡み合っていると考えられます。

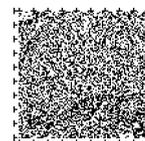
また、背景の一つには、自尊感情の低下ということも考えられ、生きていくうえで「自分は大切な存在だ」という自尊感情を高めることが大切です。それは他の人も自分と同じ大切な存在と考えることにもつながり、差別を許さない人権感覚をはぐくむことにもなります。児童生徒が、安心して自分を表現できる環境や、仲間に認められる体験の中で自尊感情をはぐくむことができるよう、「居場所づくり」や「絆づくり」に取り組みます。

施策・事業	内容	所管課等
生活困窮者自立支援事業における子どもの学習支援(まなぶーす ふっさ)	経済的な事情により学習塾に通うことが困難な小学4年生から中学3年生を対象に、一人ひとりの学力に合わせた学習支援や安心して通える居場所の提供を行います。	社会福祉課
民生委員・児童委員の見守り	学校や地域の情報提供に基づき、今後支援が必要になる可能性があると思われる児童等に対して、継続的な見守りを実施しています。	社会福祉課

#### ② 学校等との連携

児童生徒の非行防止や、非行のある児童生徒等に向けて指導や早期の対応を行うために、保護司等が学校関係者との連携・協力体制の構築ができるよう支援します。

施策・事業	内容	所管課等
保護司等と学校関係者の連携・協力体制構築の支援	保護司等が学校関係者と日常的な連携・協力体制を構築できるよう支援します。	社会福祉課



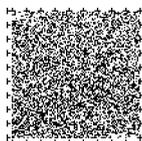
## (4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

### ① 民間協力者の活動の促進等

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導、見守りに当たる「保護司」、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの多くの民間ボランティアの協力（以下、「民間協力者」という。）により支えられています。

今後も、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、この活動を支援します。

施策・事業	内容
民間協力者の活動に関する広報の充実	市のホームページや広報紙を活用し、民間協力者の活動について周知し、市民への理解促進に努めます。
民間協力者の活動に関する各種情報の収集及び提供	民間協力者が活動を円滑に行うために必要となる各種情報の収集及び提供に努めます。
民間協力者の活動支援	民間協力者のうち、地域の更生保護、再犯防止等の中心的な役割を担う「保護司」に対して、謝礼を支払うなどして活動を支援します。また、保護観察協会を通じた活動の支援を行います。
民間協力者の活動の場の提供	会議室等の貸与等を行うことで、民間協力者の活動に係る会議や研修の実施を支援します。また、「保護司」が保護観察対象者と面接を行うための場所を提供する等の支援をします。

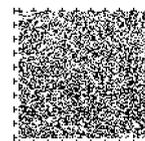


## ② 広報・啓発活動の推進等

犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進し、再犯の防止や犯罪をした人等の地域での立ち直り等について地域住民の関心と理解を深めるよう努めます。

本市においては、効果的かつ有機的に運動を実施するため、関係団体からなる「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を組織する他、再犯の防止等に向けた啓発に取り組みます。

施策・事業	内容
「社会を明るくする運動」の推進	「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会及び保護司等と連携し、社会を明るくする運動を推進します。
市民の理解・関心のための広報・啓発	「社会を明るくする運動」の強調月間である7月に、市のホームページや広報紙、情報メール、横断幕、ポスター、のぼり旗等を活用し再犯防止等についての広報活動を集中的に行います。
「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会の開催	7月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間を迎えるにあたり、「社会を明るくする運動」福生地区推進委員会を開催します。
鉄道各駅における啓発活動	毎年7月当初に保護司等と連携し、地域住民とともに市内の鉄道各駅において、乗降客に対する駅頭啓発活動を行います。



【第70回 社会を明るくする運動」啓発ポスター】

「社会を明るくする運動」は、令和2年度で70回を迎えました。本市では、昭和55年に発足した実施委員会（後の「推進委員会」）により、今後もたゆまぬ努力でこの運動を促進していきます。



(5) 国・民間団体等との連携強化等

再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近な市、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。

国や都、民間協力者、町会等の民間団体などの関係機関と、それぞれが把握している課題等の情報共有を行うことで、連携の強化を図ります。

施策・事業	内容
再犯防止等の推進に向けた連携強化	法務省が主催する市町村再犯防止等推進会議に参加し、再犯防止等の推進に関する政策の企画、実施、課題等について協議を行い連携の強化を図ります。
地域団体等の連携強化	地域住民と深く関わりのある福生市町会長協議会や福生市民生委員・児童委員協議会等の関係団体と情報共有を行い、地域における課題等を把握することで、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」に寄与することに努めます。

